# 協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月

徳　　島　　県

# はじめに

徳島県の協同農業普及事業(以下「普及事業」という。)は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号)に基づき、県が農林水産省と協同で専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して、農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うことにより、様々な農政課題に対応して本県農業の発展に大きな役割を果たしてきた。

この「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下、「実施方針」という。）は、農業改良助長法に基づき農林水産大臣が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」及び「協同農業普及事業の実施についての考え方(ガイドライン)」の改正を踏まえ、徳島県が今後概ね５カ年間の普及事業の推進方向を示すものである。

本県においては、平成２１年４月「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」を施行し、条例に基づき食料の確保や農林水産業の振興等についての基本的な考え方や施策を推進するために必要な事項を定めた「徳島県食料・農林水産業・基本計画」を平成２１年９月に策定した。

基本計画では、「いのち」と「くらし」を支える食料・農林水産業・農山漁村を次代へ継承することを基本理念として施策を推進しているところである。

このことを踏まえ、普及事業を農政推進の最も基本的な手法の一つとして、基本計画の基本理念に基づき今後の本県農業発展のために、普及事業の根幹と言われている本実施方針を基本として普及活動を展開していく。

# 目　　次

第１　普及指導活動の課題

１　意欲ある多様な農業者による農業経営体の育成及び確保
２　生産性が高く競争力の強い産地の育成に向けた取組に対する支援
３　持続可能な農業生産に向けた取組に対する支援
４　食の安全・安心の確保に向けた取組に対する支援
５　活力ある農村社会の形成

第２　普及指導員の配置に関する事項

１　普及指導員の配置
２　人事交流の促進

第３　普及指導員の資質の向上に関する事項

１　普及指導員の資質向上に関する基本的な方向
２　普及指導員の研修

第４　普及指導活動の方法に関する事項

１　効果的な普及指導活動体制の構築
２　普及組織、試験研究組織、教育研修組織の一体的な連携
３　普及指導員行動計画の策定及び評価
４　重点化による効率的・効果的な普及活動
５　市町村及び関係機関との役割分担
６　農業研修教育の充実強化と農業に関する教育への取組

第５　その他協同農業普及事業の実施に関する事項

１　各種行政施策の積極的活用と協力体制の整備
２　海外技術協力への対応
３　その他

## 第１　普及指導活動の課題

現代社会の状況は、経済のグローバル化が進むとともに、気候変動をはじめとする環境問題や、消費者の価値観・ライフスタイルの多様化など急速に変化している。同時に、農業においても流通や消費動向の変化によって、生産から流通までを、総合的に捉え迅速に対応することが必要となってきている。

このため、高度な技術や経営管理などに対する支援を通じて、認定農業者や農業法人、集落営農組織に加え、女性や青年・高齢者等多様な農業者の経営力の強化に努め、生産性が高く・競争力の強い産地の育成、環境に優しく持続可能で安全・安心な農業生産及び活力ある農村の形成を図る必要がある。

そこで、本県においてはこうした課題解決に向け、本県における総合行動計画である「オンリーワン徳島行動計画」及び「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」の実現を目指し、農業改良助長法第１２条に基づき設置している高度技術支援センターと農業支援センター（以下「高度支援センター」及び「支援センター」という。）が、普及事業の本質的な機能を発揮するよう高度化及び効率化を進めながら、次に掲げる課題を重点に計画的・効果的な普及指導活動を展開するものとする。

### １　意欲ある多様な農業者による農業経営体の育成及び確保

#### （１）地域農業の担い手となる多様な経営体の育成

地域農業が発展するためには、地域の多様な経営体がそれぞれの特長や強みを生かした農業経営を営むことが大切である。このため、人材の育成という視点に立って多様な経営体の育成及び確保に取り組む。

①　企業的経営感覚を有する農業経営体の育成

普及指導員が有する高度な技術力や経営分析能力を駆使し、認定農業者や農業法人を中心として重点的に指導を行うことにより、意欲的に農業経営改善や６次産業化などに取り組み、地域農業を担いリードする企業的な経営体や、優れた技術と経営管理能力を有する農業者を育成する。

②　集落営農の推進

地域農業の生産性向上や、農業生産活動の維持等を図るため、集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家により、営農の全部または一部を共同で行う集落営農組織の育成・確保を推進する。

このため、集落ビジョンづくりや集落営農研修会等を通して、地域農業の特性に適合した集落営農組織や、ファームサービス事業体を活用した集落営農組織の育成と適正な運営の支援を行う。

#### （２）青年農業者・新規就農者及び新規に農業参入しようとする者に対する支援

青年農業者、新規就農者及び就農指向者の農業に関する理解を深め、生産技術や経営管理能力の向上のための支援を行うことにより、地域農業の担い手を育成・確保する。

また、Ｕターン者や、Ｉ・Ｊターン者の受け入れ促進を図るとともに、農業大学校との連携のもと、卒業生やアグリテクノスクール（就農準備校）の受講生に対し、現地において実践的な個別技術指導等の支援を行う。

#### （３）女性農業者の経営や地域活動に対する支援

農業人口の過半数を占め、農業や地域の活性化に重要な役割を果たしている女性農業者については、農業経営や地域社会への一層の参画を支援する。

①　男女共同参画社会の形成

農業経営や地域社会において、女性と男性が対等なパートナーとして、方針決定の場などに参画できる農村づくりを推進する。

② 家族経営協定の推進
農業経営において働きやすい環境に配慮し、女性、青年農業者、高齢者を経営の一翼を担う農業の担い手として積極的に位置づけ、農業経営における個人の地位及び役割を明確にするための支援を行う。

③ 地域資源を活用した加工や販売等の起業活動支援
加工の技術力、経営力や商品品質の向上を図り、女性農業者のさらなる活動充実のための支援を行う。

## 2 生産性が高く競争力の強い産地の育成に向けた取組に対する支援

### （1）とくしまブランド戦略の展開

輸入農産物の増加や産地間競争の激化、消費動向の変化や農産物流通の多様化に対応し、品質面と供給力の向上に重点を置いた「とくしまブランド戦略」の実現に向けて、「ブランド産地戦略会議」の活動を支援することにより、ブランド産地の育成や地域における農業の振興を、生産者、農業団体及び関係行政機関と一体となって重点的に推進する。

また、とくしまブランドの新たな需要の開拓や、６次産業化等に取り組む農業者を支援することを通じて、とくしまブランド産地の育成を図る。

ブランド推進活動における課題としては、地域の「ブランド産地強化計画」に基づき、地域農業の振興を図る上において重要かつ早急に解決が必要なニーズへの対応やコスト削減等の戦略的な課題を設定する。

特に試験研究機関で開発された技術や、新たな経営方式に関し産地への導入が適当とされるものについては、効果的な実証ほの設置・運営等により迅速な普及に取り組む。

### （2）徳島県水田活用強化戦略の推進

戸別所得補償制度を活用した「徳島県水田活用強化戦略」に基づき、本県食料自給率の向上や園芸産地の供給力を強化させるために、水稲と園芸品目等との組み合わせによる「徳島型水田農業」の実証・普及を行う。

また、水田の活用強化を図るために重要な作物である「水稲(米粉用米、飼料用米を含む)」、「麦」、「大豆」、「園芸作物」等については、導入のための適地性検討、品質向上・低コスト化等の技術導入支援や経営指導を行う。

### （3）地産地消の推進

地域で生産されたものを、その地域で消費する地産地消は、生産者と消費者の距離を縮め、顔の見える流通により安心感を高めることが期待されるとともに、県産品の利用拡大を通じ、農林水産業の振興にも繋がる重要な取り組みとして発展している。

そこで、地産地消の取組の核となる直売組織やグループの育成・強化、地域農産物の加工・販売、学校給食や病院等各種施設における地場産物の活用推進、学校教育と連携しての児童の農作業体験など様々な支援を行う。

## 3 持続可能な農業生産に向けた取組に対する支援

### （1）環境と調和した農業生産の取組に対する支援

環境への負荷軽減に配慮し、安全で消費者が安心して購入することができる農産物を供給するため、有機物を利用した土づくりや農薬・化学肥料の使用を低減する生産方式を推進する農業者（エコファーマー）や、有機栽培、総合的病害虫・雑草管理等に取り組む農業者の育成により、環境に優しい生産方式の導入・普及を支援する。

また、使用済み農業生産資材の適正処理は、農村地域の環境保全にとって重要な課題であるため、回収や排出量の削減への取組を支援する。

（２）省エネルギー型農業への転換と気象変動対策に対する支援

燃油及び肥料価格の高騰に対応し、加温栽培を実施する施設園芸農家の燃油経費節減や農業者の肥料経費節減を図りつつ、温室効果ガス排出削減に努めるなど、省エネルギー型農業への転換に対する支援を行う。

そのために、施設園芸栽培における保温力確保対策や、土壌診断による適正施肥などの取組を支援する。

また、地球温暖化が進行していることに伴い、気象変動が顕著になると予想されることを踏まえ、このことによって生ずる高温障害等を回避するための栽培法や、高温耐性品種への転換等を推進する。

（３）地域未利用資源の有効活用

本県の農村・農業は、恵まれた自然環境を始め、様々な資源を有しており、その活用が地域の発展を支えていく上で必要である。

なかでも、耕種農家が土づくりによって豊かな生産力を維持するため畜産業から供給される良質な堆肥を活用したり、竹林の再利用、しいたけ廃菌床等、地域の未利用資源や環境を活かした特色ある農業の育成を進める。

## ４　食の安全・安心の確保に向けた取組に対する支援

（１）とくしま安²（あんあん）農産物認証制度の推進及びＧＡＰの導入支援

本県産農産物の安全・安心に対するより一層の信頼を確保するために、本県独自の「とくしま安²農産物」認証制度の推進を図るとともに、ＧＡＰ(※１)の導入及びその取組に対する支援を行う。

※１　ＧＡＰ：Good Agricultural Practice の略称で、農業生産工程管理と訳す。
農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

（２）農薬の適正使用の推進

農薬を適正に使用し、安定した農産物の生産と食の安全・安心に応えることは、生産者にとって非常に重要な課題である。そこで、「農薬取締法」の遵守などについて積極的に支援する。

## ５　活力ある農村社会の形成

（１）地域振興に向けた取組に対する支援

①　地域コミュニティー活動の促進

地域のコミュニティー機能を活性化させるため、地域の個性・特性や多様性を活かした地域づくりを支援する。

また、地域の魅力を発信し、農林水産業の持続的な発展を図り、地域社会を維持するため、地域資源を活用した産品の開発及び販売促進、就業機会の増大のための支援を行う。

②　情報化社会への対応

情報化社会の進展に適切に対応し、農山村地域に関する各種産地情報や新規農業技術情報の収集、加工、発信などに努めるとともに、インターネットなどを活用したＩＣＴ(※２)への取組を支援する。

※２　ＩＣＴ：情報（information）や通信(communication)に関する技術の総称。

③　都市との交流の促進

農村の持つ国土・環境の保全等の多面的機能を周知し、都市住民と相互理解の関係を実現していくため、農村におけるゆとりある生活を体験する農家民宿を核とし

たグリーンツーリズムや、様々な体験交流を積極的に支援する。

（２）鳥獣被害防止技術の確立及び導入に対する支援

イノシシ、シカ、サル、カワウ等の鳥獣による農作物の食害や踏み倒し等の被害が、県内各地で発生し、直接の被害額のみならず、営農意欲の減退をもたらすなど、深刻な影響を与えている。

その対策として、鳥獣を呼び寄せる原因となる放任果樹の除去や、モンキードッグを活用した追い払い、鳥獣の侵入を防止する電柵の整備等、地域や獣種に対応した被害防止対策の導入支援を行うとともに、被害防止対策組織の育成を図り、農山村における被害防止活動への支援を行う。

（３）遊休農地の有効利用に向けた取組に対する支援

経営規模の拡大にチャレンジする農業者や、農業参入により新たな担い手となる企業等の遊休農地活用を支援する。また、関係機関と連携して遊休農地の発生防止及び農地の有効活用に向けた取組を推進する。

## 第２　普及指導員の配置に関する事項

### １　普及指導員の配置

普及指導員の配置に当たっては、農業者の高度で多様なニーズ及び地域の農業事情や特殊性に配慮して、関係機関・団体との連携のもと適切な役割分担を行い、地域農業の課題、農業振興方針、専門分野等に配慮して普及活動が行えるよう、普及指導員の適正かつ効率的な配置に努める。

高度支援センターは試験研究機関に配置し、活動範囲は県下全域とする。支援センターは、県下７カ所に配置し、重点的に地域農業の振興支援活動等を行う。

なお、高度支援センターに高度な技術や新規開発技術の普及を行う普及指導員、支援センターに地域農業の振興やビジョン策定のコーディネートを行うとともに、農村の活性化、担い手の確保等を進める普及指導員（地域支援担当）と、ブランド産地の育成や地域農業振興上の重要課題の緊急的な解決に取り組む普及指導員（ブランド推進担当）を配属するものとする。

また、専門分野の高度かつ新たな技術対応を行うため、普及指導員のなかから、各専門分野のリーダー（以下、「専門リーダー」という。）を選定し、その主たる配属を高度支援センターとする。専門リーダーは、専門分野の調整や情報のとりまとめ並びに普及指導員等の能力向上のための支援活動等を行う。

### ２　人事交流の促進

普及指導員の専門性と地域農業のニーズを考慮し、持てる技術、知識及び経験を活かせるよう普及指導員を配置するとともに、普及指導員の技術力をはじめ総合的な指導力の向上を図る観点から、普及指導員と研究員や関係行政職員との計画的な人事交流について配慮する。

また、農業者との信頼関係を維持し、継続的な普及活動を行えるよう、普及指導員の在任期間について配慮する。

## 第３ 普及指導員の資質の向上に関する事項

### １ 普及指導員の資質向上に関する基本的な方向

高度な技術をもつスペシャリストや、コーディネート力を有するアドバイザーとしての普及指導員の養成は重要かつ緊急な課題である。

また、農業を取り巻く情勢変化を踏まえ、技術革新や多様化・高度化する農業者の要請に即応していくため、高度で専門的な技術や経営指導能力を中心に総合的な課題解決能力の向上が図られるよう、マーケティングや民間企業など異業種の要素も取り入れながら研修の充実強化に努める。なお、必要に応じて、試験研究施設・農業大学校等の既存施設を研修に活用する。

さらに組織内における普及指導のノウハウの継承も重要であり、普及指導員同士の相互学習を効果的に活用するとともに、所属内において次世代の若手へ、ＯＪＴ（※３）・ＯＦＦ－ＪＴ(※４)を通じて知恵や経験が継承できるような組織体制を構築する。

※３ ＯＪＴ：On the Job Training の略称。仕事の現場で業務に必要な知識や技術を習得させる研修。

※４ ＯＦＦ－ＪＴ：知識やスキルを習得させるため、仕事の場を離れて学習させる能力開発手法。特に集合研修、講習会、通信教育等を指す。

### ２ 普及指導員の研修

#### （１）普及指導員に対する計画的・体系的な研修の実施について

① 研修計画の策定

普及指導員に対する研修は、概ね５年間における研修基本計画及び、年度毎の研修実施計画を作成して計画的な実施を図る。

研修基本計画については、県農業の振興方策や長期的な視野にたった課題解決及び国の各種施策の展開等において普及指導員に求められる機能が発揮されることを主眼に策定する。

年度毎の実施計画については、基本計画の段階的な実施とともに、各圏域及び市町村、農業協同組合などにおける重要・緊急な課題解決を支援することを主眼において策定する。

研修実施に際しては、経験年数にとらわれることなく、普及指導員個々の技術水準や経験の蓄積等をふまえながら、任地における課題解決に必要な能力が強化されるよう努めるものとする。

また、研修実施前には、研修毎に到達目標を定め、受講者の認識を得ておくとともに、実施後には、到達度の把握に努め、次年度の実施計画に反映させるものとする。

② 研修体系

ア 新任期における研修

普及指導員として任用後概ね３年間を新任期とし、この間に様々な研修手法を講じながら技術水準の高度化、農業者等に対する実践的な指導能力、農業現場における課題解決能力等を強化し、普及指導員としての技能を取得するよう努めるものとする。

イ 機能強化研修

普及指導員がスペシャリスト機能(※５)の発揮に必要な農業技術や経営、普及指導方法及び専門事項の調査研究に関する研修を実施する。

また、地域農業に関するコーディネート機能(※６)の発揮に必要な農政課題に即した普及事業の推進方向や地域の課題解決及び地域農業の活性化手法等に関する研修を実施する。

研修にあたっては、先進的農業者に対応できる高度・専門的な知識・技術水準を確保し、実践的な指導能力と農業現場における課題解決能力の高度化を図るものとする。

なお、習得すべき知識・技術については、生産面はもとより、農業労働、農産加工、流通消費、環境保全及び貿易動向等の国際的な視野の養成に留意する。

※５　スペシャリスト機能：農業者に対し、地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識(経営に関するものを含む。)の普及指導を行う機能。
※６　コーディネート機能：地域農業について、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来の展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能。

ウ　企画・運営能力強化研修
協同農業普及事業の総合的な企画調整や組織運営・管理、普及指導員の資質向上及び養成並びに普及組織の運営・管理に関する研修を実施する。

③　研修の手法
ア　目的に応じた研修手法の選択
研修方法は、習得すべき知識、技術及び経験に応じて、集合研修やＯＪＴ、国内外への派遣・留学、通信教育等それぞれの手法の長所、短所をふまえ、効果的な手法を選択、組み合わせて実施するものとする。
また、普及指導員個々の特性に応じ長所を伸ばし、不足する能力の付与に留意するものとする。
なお、国段階研修の内容・情報等を県段階研修等に活用する。

イ　集合研修
集合研修は、高度・先進的な技術や新たな知見の効率的な伝達及び普及指導員個々が有する技術情報の交換を主眼において実施する。
実施に際しては、講義のみならず、討議、演習、実習の手法を取り入れ、研修の質及び効果の向上に努めるものとする。

ウ　ＯＪＴの強化
普及指導員に求められる課題解決能力の習得は、農業現場における経験の蓄積によるところが大きいことから、実際に普及事業に携わりながら先輩普及指導員等から個別指導を受けて行うＯＪＴによる研修を強化する。
また、ＯＪＴの効果を発揮するため、職場におけるＯＪＴの手法を確立するとともにトレーナーの育成に努める。

エ　留学・派遣研修
先進的な技術や知見、専門能力の習得及び広い視野を養うため、必要に応じて、国内外の教育、試験研究及び普及関係機関や企業、農家、先進地等への派遣・留学研修を実施する。

オ　通信教育
経営管理技術や基礎的な生産技術等の目的により、時間や場所に制約されにくいＩＣＴを活用した通信教育を活用していく。

**（２）次代を担う職員に対する計画的・体系的な研修の実施について**
普及指導員資格試験の受験資格を得るまでの間に、農業技術に関する知識、普及指導能力、農業現場における課題解決能力及び普及業務に対する意欲と経験が一定の水準に達するよう、計画的な研修の実施に努めるものとする。
研修計画の策定及び実施においては、普及指導員として有すべき広範な技術項目や専門分野の到達レベル等を指標として設定し、これらの習得に効果が期待できる研修手法を組み合わる。

**（３）研究会活動等の充実・強化**
課題解決のための調査研究活動やその成果検討及び共通課題の検討や情報交換を行う研究会活動の充実・強化に努めるものとする。

## 第４ 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導にあたっては、取り組むべき課題や対象者の重点化に対応し、次に掲げる視点を踏まえて、効率的かつ効果的な普及活動を展開する。

また、指導対象者の経営情報等に関しては、適切に取り扱う。

### １ 効果的な普及指導活動体制の構築

本県では、普及組織、農業研究所・果樹研究所等の農林水産関係試験研究組織及び教育研修組織の３機能を統合した「徳島県立農林水産総合技術支援センター（以下「総合支援センター」という。)」を設置している。

総合支援センターには、普及指導課、技術支援部に加えて、教育研修や担い手育成事業の企画調整を担当する教育研修課、農業大学校からなる教育研修部、試験研究全体の企画調整を担当する企画研究課、農業研究所・果樹研究所等の研究所からなる試験研究部を設置する。

普及組織の機能は次の通りとする。

#### （１）普及指導課

普及部門の担当者を配置し、総合調整、情報交換などを総括的に担い、普及・研究・教育の各機関との連携を強化しながら、普及事業が総合的かつ効率的に機能するよう活動する。

#### （２）技術支援部

技術支援部は、普及指導員等を配置する高度支援センターと支援センターで構成し、相互に連携することにより、本県農業の振興に総合的な指導力を発揮する体制とする。

① 高度支援センターの機能

県下全域の農畜産物の生産に関し、試験研究機関や支援センターと連携し、より高度な技術指導及び、試験研究機関等で開発された技術の広域的な普及を行う。

② 支援センターの機能

・地域支援担当

地域支援担当は、地域農業の振興やビジョン策定に関するコーディネートを行い、担い手の維持・確保とともに農業の振興、農村の活性化を推進する。

その推進にあたっては、技術指導を基本に、コーディネート力を駆使しながら地域農業者・市町村・農業協同組合などをリードし、普及組織が地域農業のビジョンを描きながら地域づくり、人づくり、産地づくりなどを支援する。

・ブランド推進担当

主な業務内容は、産地振興に係る現地対応をするとともに、地域におけるブランド産地の強化と、オンリーワン品目等の新規園芸産地の早期育成等、農業振興上の重要課題を緊急的に解決するため、地域支援担当と密接に連携しながら、効率的かつ効果的な活動を行う。

### ２ 普及組織、試験研究組織、教育研修組織の一体的な連携

各組織が一体となった体制により、有用な情報の共有化・高度化が図られ、総合支援センターとして、普及指導を一体的に行っていくとともに、各部門が有機的に結合し、総合的に機能を発揮し、農業者の要望に的確に対応できる「高度で迅速なワンストップサービスの提供」をスムーズに行うものとする。

また、独立行政法人の研究機関や大学等において蓄積されている高度な先進技術情報や開発技術の活用を図るとともに、先導的な農業者や民間企業等産学官の連携に努め、効率的な普及事業の推進を図るものとする。

## ３　普及指導員行動計画の策定及び評価

高度支援センター及び支援センターは、管内の普及指導活動を総合的かつ計画的に行うため、本「実施方針」に即し、本県の農業及び農村の発展の長期的方向をふまえて、普及指導員行動計画を策定する。

普及指導員行動計画は計画の期間を３か年とする「基本計画」と、計画の期間を１か年とする「単年度計画」とし、地域農業、農村の現状や農業者のニーズ、農政推進上の課題等をふまえて作成する。

活動に際しては、活動記録の蓄積と共有化を進めるとともに、課題の進展に応じた計画的な進捗管理を行うとともに、適切な効果測定指標の設定に努め、内部評価による普及活動の効果測定を行う。

また、普及事業関係者以外の外部有識者による幅広い視野からの評価を積極的に活用し、次段階の普及活動の高度化、効率化等に反映させていく。

## ４　重点化による効率的・効果的な普及活動

今後、連携活動を強化する主たる事項は、次のようなものである。

限りある人的資源を有効に活用し、成果を実現していくため、支援センターの普及指導員等が各地域において設定した課題の中から普及指導課や、技術支援部が協調して検討し、重点課題を設定する。その解決にあたっては、関係機関・職員が十分連携して活動する。

試験研究機関で開発された新技術の早期の普及や、生産現場で必要とされる高度な技術の開発・創造を目的に現地などにおいて現場解決型の実証試験を積極的に実施し、課題解決を図る。

また、多様な担い手への就農・技術支援などに対しては農業大学校等との連携を一層促進するとともに、農業者への情報の提供についてはインターネットを活用した普及情報ネットワークの整備・充実を推進する。

一方、普及活動の業務推進のなかで、アウトソーシング(※７)の可能な工程等については外部委託に努めるものとする。

※７　アウトソーシング：外注、外製ともいい、企業や行政の業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部の企業等に委託すること。

## ５　市町村及び関係機関との役割分担

### （１）市町村

市町村は、地域の農業振興計画の策定を行うとともに、農業振興に係る関係補助事業等を実施する過程で、県との連携のもと農業者等への多様な支援を行っている。その計画策定や事業実施に際し、技術支援部が積極的に支援を行う。

### （２）関係機関

①　農業協同組合は、組合員の農作物の栽培や家畜の飼育管理などについて技術の高位平準化、産地づくりのための生産の組織化、生産履歴記帳等、マーケティング活動や食の安全安心対策等の重要な機能と役割を担っている。

今後とも役割分担を明確にしながら、必要不可欠な普及手法や高度技術に関する知識などについては、総合支援センターが連携して、必要な支援を行っていくものとする。

②　指導農業士など地域指導者には、革新的先進技術の実証展示や、、青年農業者や農業大学校生をはじめとした就農を目指す者の現地実習を担っていただきながら、地域における農業者の先導役として一層の連携・協力体制を積極的に構築する。

また、農産物生産の現場からの要望や意見を行政の場に提案できる仕組みとして、普及指導協力委員などが、地域の意見集約や施策提案が行えるよう体制の整備を行う。

③　他産業の企業等との連携を通して、その経営感覚に優れた企業等のノウハウを積極的に活用していく必要がある。農業経営体の効率的な経営管理、労務管理、経営マネージメントなどについて、税理士、会計士、中小企業診断士及び商工会議所などとの連携を図る。

食品加工業や小売業などの企業においては、原材料の需要ニーズ把握や商品の共同開発、マーケティング情報など、種苗や農薬、肥料、機械メーカーなど農業関連企業においては、最先端の現場技術の開発などについて、それぞれ連携を図る必要がある。

こうした企業等との連携は、技術・経営面での一定のルールづくりを行った上で、情報交換はもとより積極的な民間活力の導入などに努めるものとする。

## 6　農業研修教育の充実強化と農業に関する教育への取組

支援センターは、青年農業者の育成や新規就農者の支援に関し、農業大学校とともに中心的機能を果たすよう、きめ細かな情報提供、自主的な研究活動に対する支援や就農相談活動等に努め、その際、先進的な経営を実践する指導農業士等からの積極的な協力を得るものとする。

また、高校生の農業研修や小・中学校等の農業体験学習への支援等、学校教育との連携を図りつつ、農業に関する教育への取組を推進する。

さらに、農業大学校は、実習と講義等を組み合わせた実践的な研修教育を通じて、将来の農業・農村を担うべき人材の育成と、新規就農希望者や農業者の経営の発展段階に応じた研修教育を行う総合的な生涯教育の拠点施設として、本科、研究科及び研修課程を設置し、試験研究組織や普及組織との連携の促進などにより、研修教育機能の一層の充実強化を図るものとする。

## 第５　その他協同農業普及事業の実施に関する事項

### １　各種行政施策の積極的活用と協力体制の整備

普及活動の効果的な展開のため、各種制度資金・補助奨励事業を有用な手段として普及指導計画に明確に位置づけ、積極的に活用・推進を担う。

さらに、全国的な普及指導活動の課題に対する効果的な活動を確保するため、当該課題に関係する都道府県間の情報の共有等に努めるものとする。

また、普及活動と各種行政施策や関係機関との密接な連携を確保するため、関係機関等で構成する指導班活動や地域農業改良普及協議会等の活性化や機能の充実を図る。

### ２　海外技術協力への対応

普及指導員の国際感覚の涵養を図る観点から、普及組織による海外からの要請に基づく農業研修生等の受入体制を整備し、海外の普及事業関係者との交流促進を図るとともに、海外技術協力に関して組織的に情報の収集・交換・提供等積極的な対応を推進する。

### ３　その他

この方針に定めのない事項については、「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」に即して行うものとする。